

## 障害者虐待防止対策支援事業アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者虐待防止対策支援事業アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「アドバイザー」とは、浜松市障害保健福祉課及び各区社会福祉課等が行う障害者虐待防止対策支援事業における専門性強化事業として、学識経験者若しくは司法関係者等の立場から助言を行う者をいう。

(職務)

第3条 アドバイザーの職務は、浜松市の障害者虐待に関する次の各号に掲げる事項の助言を行うこととする。

- (1)障害者虐待防止支援体制整備に係る助言及び指導
- (2)障害者虐待防止連絡会開催に係る助言及び指導
- (3)障害者虐待防止講演会・シンポジウム開催に係る助言及び指導
- (4)処遇困難事例の支援に係る助言及び指導
- (5)その他障害者虐待防止に係る指導及び助言

(秘密の保持)

第4条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(依頼)

第5条 アドバイザーは第2条に規定する者に、市長が依頼する。

2 アドバイザーは、浜松市職員の身分を有しない。

(委嘱期間)

第6条 アドバイザーの委嘱期間は1年とする。ただし、第7条の規定により当該期間の中途に解嘱された場合における後任のアドバイザーの委嘱期間は、前任者の残余期間とする。

2 アドバイザーは再委嘱することができる。

(解嘱)

第7条 市長は、心身の故障その他特別の理由があると認めるときは、アドバイザーを解嘱することができる。

(謝礼)

第8条 市長は、アドバイザーに対し、次の各号に掲げるところにより謝礼を支払うものとする。

- (1)虐待防止連絡会 年1回～2回 @7,000円  
(弁護士・学識経験者・その他必要と認める者)
- (2)法的専門性の強化(対応処遇検討会議等) 随時 @10,000円  
(弁護士・学識経験者等による問題解決のための専門的助言支援)
- (3)その他個別ケースの処遇に対する助言指導 @10,000円

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。